厚生労働省
大分労働局

Press Release

令和３年５月 28 日
【照会先】
大分労働局 労働基準部
健康安全課長　利光 俊浩
地方産業安全専門官　小野伸太郎
電話　０９７-５３６－３２１３

報道関係者　各位

大分県における令和２年の労働災害発生状況

～ 死亡者数は前年比3人減少、死傷者数は平成 21 年以降で最多 ～

大分労働局（局長 中山晶彦）では、このたび、令和２年に大分県内で発生した労働災害発生状況を取りまとめましたので公表します。

大分県の労働災害発生状況の概要

１　死亡者数

（１）全産業における死亡者数は 13 人で、前年から３人減少した。

（２）業種別では、建設業が３人と最も多く、運輸交通業、農林業、清掃・と畜業が２人、製造業、貨物取扱業、畜産・水産業、商業が１人であった。

（３）このうち、業務上疾病による死亡者は１人で、熱中症によるものであった。

２　死傷者数

（１）全産業における休業４日以上の死傷者数は 1,290 人で、前年から 20 人（1.6%）増加し、平成 21 年以降では最多となった。

（２）業種別では、多い順に、製造業 245 人、建設業 219 人、商業 187 人、保健衛生業 184 人、運輸交通業 123 人であった。

（３）主な業種における前年比増加率は、高い順に、通信業＋114.3%（＋16 人）、保健衛生業＋32.4%（＋45 人）、畜産・水産業＋22.2%（＋４人）、製造業＋4.7%（＋11 人）などであった。

（４）主な業種における前年比減少率は、高い順に、接客娯楽業－17.2%（－20 人）、農林業－15.6%（－10 人）、商業－6.0%（－12 人）、清掃・と畜業－5.3%（－４人）などであった。

（５）事故の型別では、11 年連続で「転倒」349 人（27.1%）が最も多く、次いで「墜落、転落」226 人、「動作の反動、無理な動作」130 人、「はさまれ、巻き込まれ」126 人であった。

（６）年齢別では、「60 歳以上」の占める割合が 34.1%と高くなっている。

（７）新型コロナウイルス感染症のり患によるものは 35 人（2.7%）であった。

（８）熱中症によるものは 11 人（0.9%）であった。

（９）外国人労働者は 22 人（1.7%）であった。

■　大分労働局の今後の主な取組

大分労働局及び県下の各労働基準監督署は、令和３年度においても労働災害防止団体等との連携を図りながら、以下の重点事項を推進します。

１　大分労働局版「第 13 次労働災害防止計画」の目標達成に向けて、その重点施策を推進する。（別添資料４参照）

２　労働災害の減少がみられない第三次産業の安全衛生に対する意識の醸成を図るため「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の周知啓発を行う。（別添資料５参照）

３　全国の陸上貨物運送事業における労働災害の約７割を占める荷役作業中の労働災害を防止するため、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく取組について周知啓発を行う。（別添資料６参照）

４　大分県では死傷者数の３分の１以上が 60 歳以上の高年齢労働者で占められていることから「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。）に基づく取組について周知啓発を行う。（別添資料７参照）

５　転倒災害は最も多い事故の型であるため、エイジフレンドリーガイドラインの周知と合わせて「ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト」の取組を推進する。（別添資料８参照）

６　大分労働局が独自に推進している「経営トップの安全衛生に関する所信表明」、「各建設現場２項目重点労働災害防止運動」、「大分県建設機械シートベルト着用運動」に取り組む。

７　５月から９月を「ＳＴＯＰ！熱中症クールワークキャンペーン」期間に設定し、熱中症対策に取り組む。（別添資料９参照）

８　全国安全週間（７月１日～７日）とその準備期間（６月１日～30 日）では、事業場、関係業界団体等に対して、新型コロナウイルス感染症対策に十分留意した取組の実施を働きかける。（別添資料 10 及び 11 参照）

■　添付資料

資料１　令和２年 業種別労働災害発生状況
資料２　令和２年 死亡労働災害発生状況
資料３　労働災害発生状況（全国・大分）
資料４　リーフレット「第 13 次労働災害防止計画のポイント（大分局版）」
資料５　「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」実施要綱
資料６　リーフレット「荷役作業の安全確保が急務です！」
資料７　リーフレット「働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場づくり」
資料８　リーフレット「ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト（大分局版）」
資料９　リーフレット「ＳＴＯＰ！熱中症クールワークキャンペーン」
資料 10　リーフレット「全国安全週間に向けて取り組む皆さまへ」
資料 11　リーフレット「取組の５つのポイントを確認しましょう」

資料１

令和2年 業種別労働災害発生状況

大分労働局

業種別	確定 令和２年 死亡	確定 令和２年 死傷	確定 令和元年 死亡	確定 令和元年 死傷	死傷者増減数	死傷者前年比	〔参考〕過去確定値 元年 死亡	元年 死傷	30年 死亡	30年 死傷	29年 死亡	29年 死傷
1 食料品製造	0	45	0	44	1	102.3%	0	44	0	58	0	53
2 繊維工業	0	2	0	0	2	#	0	0	0	1	0	0
3 衣服その他の繊維	0	0	0	1	▲ 1	0.0%	0	1	0	2	0	3
4 木材・木製品	0	37	0	37	0	100.0%	0	37	0	42	0	36
5 家具・装備品	0	7	0	10	▲ 3	70.0%	0	10	0	13	0	5
6 パルプ等	0	2	0	2	0	100.0%	0	2	0	5	0	4
7 印刷・製本	0	2	0	1	1	200.0%	0	1	0	4	0	4
8 化学工業	0	9	0	8	1	112.5%	0	8	1	15	0	15
9 窯業土石	0	20	0	13	7	153.8%	0	13	0	17	2	14
10 鉄鋼業	0	6	0	4	2	150.0%	0	4	0	4	1	5
11 非鉄金属	0	2	0	1	1	200.0%	0	1	0	3	0	4
12 金属製品	1	30	0	36	▲ 6	83.3%	0	36	0	35	0	30
13 一般機械器具	0	9	0	8	1	112.5%	0	8	0	2	0	4
14 電気機械器具	0	9	0	10	▲ 1	90.0%	0	10	0	6	0	4
15 輸送機械製造	0	35	2	43	▲ 8	81.4%	2	43	0	48	0	47
16 電気・ガス	0	2	0	3	▲ 1	66.7%	0	3	0	3	0	0
17 その他の製造	0	28	0	13	15	215.4%	0	13	0	18	0	16
1 製 造 業 ☆	1	245	2	234	11	104.7%	2	234	1	276	3	244
2 鉱 業	0	3	1	2	1	150.0%	1	2	0	2	0	1
1 土木工事業	1	64	1	84	▲ 20	76.2%	1	84	2	90	6	84
2 建築工事業	0	108	1	96	12	112.5%	1	96	1	91	0	70
3 その他の建設業	2	47	1	42	5	111.9%	1	42	0	44	3	53
3 建 設 業 ☆	3	219	3	222	▲ 3	98.6%	3	222	3	225	9	207
1 鉄道等	0	0	0	0	0		0	0	0	4	0	1
2 道路旅客運送業	0	18	0	27	▲ 9	66.7%	0	27	0	18	0	8
3 道路貨物運送業 ☆	2	105	1	100	5	105.0%	1	100	0	107	0	84
4 その他の運輸交通業	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
4 運輸交通業	2	123	1	127	▲ 4	96.9%	1	127	0	129	0	93
1 陸上貨物取扱業 ☆	0	1	0	0	1	#	0	0	0	1	0	3
2 港湾運送業	1	3	0	3	0	100.0%	0	3	0	0	0	3
5 貨物取扱業	1	4	0	3	1	133.3%	0	3	0	1	0	6
1 農業	1	25	0	29	▲ 4	86.2%	0	29	0	27	0	39
2 林業 ☆	1	29	2	35	▲ 6	82.9%	2	35	1	53	0	53
6 農 林 業	2	54	2	64	▲ 10	84.4%	2	64	1	80	0	92
1 畜産業	0	13	0	10	3	130.0%	0	10	0	18	0	20
2 水産業	1	9	1	8	1	112.5%	1	8	0	9	0	8
7 畜産･水産業	1	22	1	18	4	122.2%	1	18	0	27	0	28
1 卸売業	0	21	1	20	1	105.0%	1	20	0	26	0	23
2 小売業 ☆	1	153	2	166	▲ 13	92.2%	2	166	0	126	1	138
3 理美容業	0	5	0	1	4	500.0%	0	1	0	1	0	0
4 その他の商業	0	8	0	12	▲ 4	66.7%	0	12	0	9	1	7
8 商 業	1	187	3	199	▲ 12	94.0%	3	199	0	162	2	168
9 金融広告業	0	6	1	20	▲ 14	30.0%	1	20	0	19	0	18
10 映画・演劇業	0	1	0	0	1	#	0	0	0	0	0	0
11 通 信 業	0	30	0	14	16	214.3%	0	14	0	18	0	20
12 教育研究	0	9	0	5	4	180.0%	0	5	0	7	0	11
1 医療保健業	0	69	0	31	38	222.6%	0	31	0	48	0	48
2 社会福祉施設 ☆	0	114	1	106	8	107.5%	1	106	0	92	0	96
3 その他の保健衛生	0	1	0	2	▲ 1	50.0%	0	2	0	4	0	3
13 保健衛生業	0	184	1	139	45	132.4%	1	139	0	144	0	147
1 旅館業	0	31	0	39	▲ 8	79.5%	0	39	0	30	0	36
2 飲食店 ☆	0	46	0	49	▲ 3	93.9%	0	49	0	36	0	48
3 その他の接客娯楽業	0	19	0	28	▲ 9	67.9%	0	28	0	23	0	24
14 接客娯楽業	0	96	0	116	▲ 20	82.8%	0	116	0	89	0	108
15 清掃・と畜業	2	71	0	75	▲ 4	94.7%	0	75	0	61	2	68
16 官 公 署	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
17 その他の事業	0	36	1	32	4	112.5%	1	32	2	38	0	34
第三次産業（8～17号の合計）	3	620	6	600	20	103.3%	6	600	2	538	4	574
合 計	13	1,290	16	1,270	20	101.6%	16	1,270	7	1,278	16	1,245

（注）死亡者数は死傷者数の内数。☆は13次防の重点対象業種。同重点対象業種のうち「陸上貨物運送事業」は4-3と5-1の合計。

令和２年
死亡労働災害発生状況

大分労働局

No.	発生月 / 時間帯 / 業種	性別	職種	経験 / 事故の型 / 起因物	災害発生状況
1	１月 / 11時台 / 水産業	男	作業員	10年 / おぼれ / 水	湾内で養殖魚の給餌作業中に時化となったため、作業を止めて漁港へ帰港していたところ、操縦していた船のエンジンが停止し、海岸に座礁した。その後、行方不明となったもの。
2	２月 / ８時台 / 林　業	男	作業員	５年 / はさまれ、巻き込まれ / 伐木等機械	木材伐出現場において、木材グラップル機を用いて作業中、当該機械を後進させたところ、その後方で作業を行っていた被災者が、当該機械にひかれたもの。
3	２月 / ７時台 / 道路貨物運送業	男	運転手	16年 / 飛来、落下 / 木材、竹材	貨物自動車に積載していた木材を荷下ろしするため、荷締め機で固縛したワイヤーロープを外したところ、荷台から木材２本が落下し、頭部を直撃したもの。
4	５月 / 16時台 / 金属製品製造業	男	クレーン運転士	６年 / 崩壊、倒壊 / クレーン	引込みクレーン（つり上げ荷重300t）の走行中に、当該クレーンが走行レールのエンドストッパーに激突した衝撃で、運転士が搭乗していた運転席を含む上部構造部分が倒壊したもの。
5	６月 / 15時台 / その他の建設業	男	作業員	36年 / 崩壊、倒壊 / 掘削用機械	ドラグ・ショベルで電柱（約10m）を引き抜いたところ、電柱に巻き付けた導きロープを持っていた被災者に電柱が直撃したもの。
6	７月 / 16時台 / 清掃・と畜業	男	作業員	10年 / 高温・低温の物との接触 / 高温・低温環境	産業廃棄物中間処理場の屋外で、不燃物の分別作業中、倒れているところを発見された。 翌日、熱中症により死亡したもの。
7	８月 / 15時台 / 小売業	男	営業	18年 / おぼれ / その他の装置、設備	塗装工場の廃液タンク（外寸5.4m×26.3m×3.5m）の上で作業をしていたところ、点検口（0.6m×0.6m）から廃液タンク内に墜落し、おぼれたもの。
8	９月 / ９時台 / その他の建設業	男	配管工	32年 / 転倒 / 通路	圧力容器の配管（塩ビ管、内径40㎜）のうち、高さ2.25mの位置にある逆止弁の取り替え作業を行っていたところ、心肺停止状態で床面に倒れているところを発見されたもの。
9	10月 / 13時台 / 港湾運送業	男	運転手	28年 / 交通事故（道路） / トラック	トレーラーで自動車専用道路ＩＣ内の交差点に右折進入したところ、曲がり切れず、道路左側の防護壁に衝突し、約10m下の県道にトレーラーとともに転落したもの。
10	11月 / 11時台 / 土木工事業	男	作業員	11年 / 墜落、転落 / 足場	コンクリート擁壁の型枠に設置した張出足場の組替作業中、足場板から1.5m下の地面に倒れているところを発見されたもの。
11	12月 / 14時台 / 清掃・と畜業	男	作業員	12年 / 墜落、転落 / 混合機、粉砕機	コンクリート破砕機のホッパーに詰まったコンクリート塊を除去しようとしたところ、ホッパー内に墜落し、クラッシャーに下半身を挟まれたもの。
12	12月 / ９時台 / 農業	男	作業員	6月 / 墜落、転落 / 立木等	公園の樹木の枝（高さ4.3m）の上で剪定作業をしていたところ、地面に墜落したもの。
13	12月 / 15時台 / 道路貨物運送業	男	作業員	35年 / はさまれ、巻き込まれ / フォークリフト	フォークリフトで貨物自動車に荷を積み込み中、マストと本体との間に挟まれたもの。

労働災害発生状況

資料3

全国 休業４日以上の死傷者数 | 全産業

※ 出典は労働者死傷病報告、死亡災害報告。平成 23 年までは労災保険給付データ。
※ 死傷者数に死亡者数を含む。以下同じ。

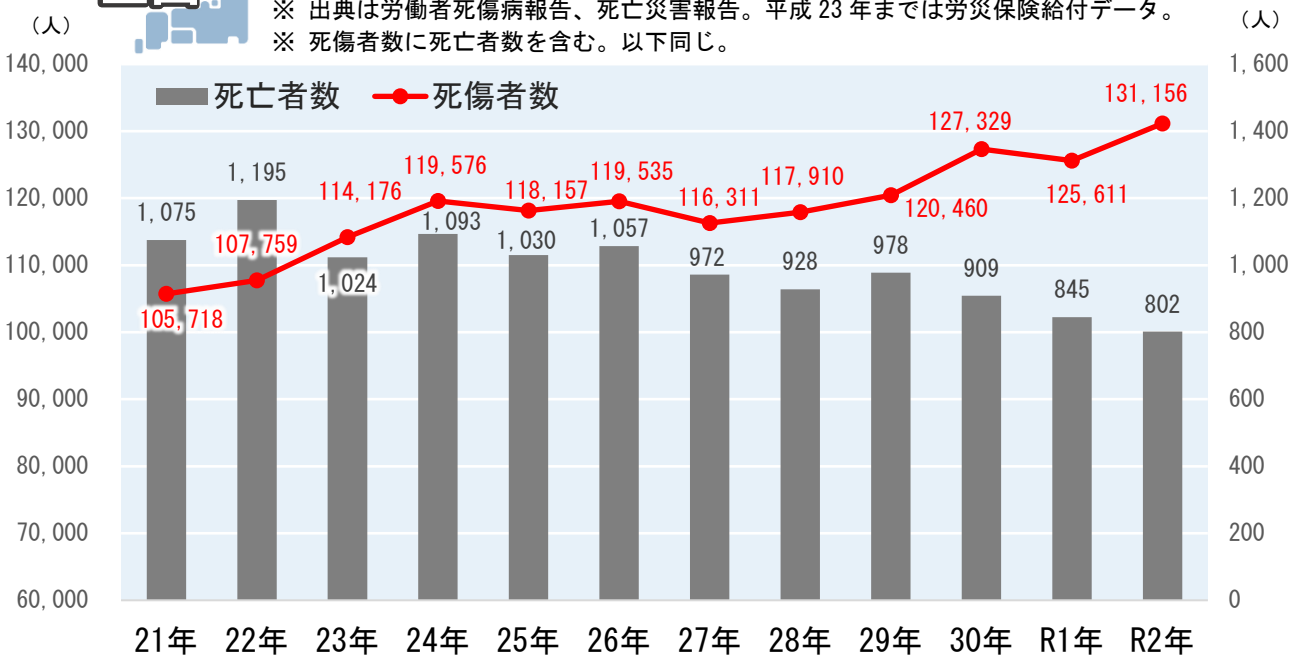

☞令和２年の死亡者数は、802 人と３年連続で過去最少となりました。
13 次防の全国目標（令和４年を 29 年比較 15%以上減少）の達成に向け着実に減少しています。

☞一方、令和２年の死傷者数は、前年から 4.4%増加し、平成 14 年以降で最多となりました。
また、13 次防の基準値（平成 29 年件数）を 8.9%上回っています。
死傷者数のうち、新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害は 6,041 人（4.6%）でした。

大分県 休業４日以上の死傷者数 | 全産業

※ 出典は労働者死傷病報告、死亡災害報告。以下同じ。

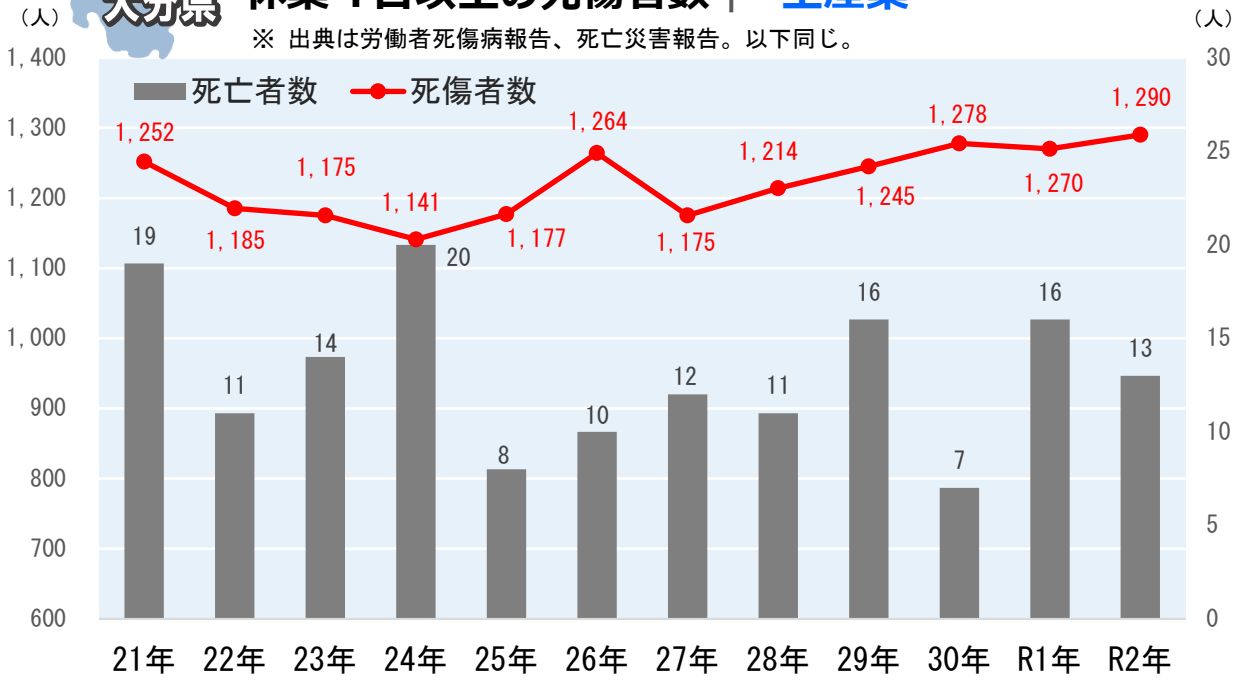

ココが Point!

☞令和２年の死亡者数は 13 人でした。13 次防の大分目標数値（５か年の総数 48 人以下）の達成には、今後の２年間で 12 人以下に抑える必要があります。

☞令和２年の死傷者数は、前年から 1.6%増加し、平成 21 年以降では最多となりました。
また、13 次防の基準値（平成 29 年）を 3.6%上回っています。
死傷者数のうち、新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害は 35 人（2.7%）でした。

大分県　休業４日以上の死傷者数｜　主要業種の割合と推移

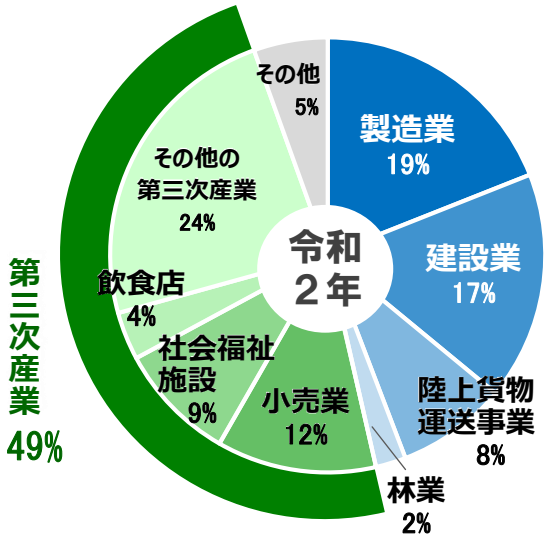

☞第三次産業の労働災害が 49%を占めています。

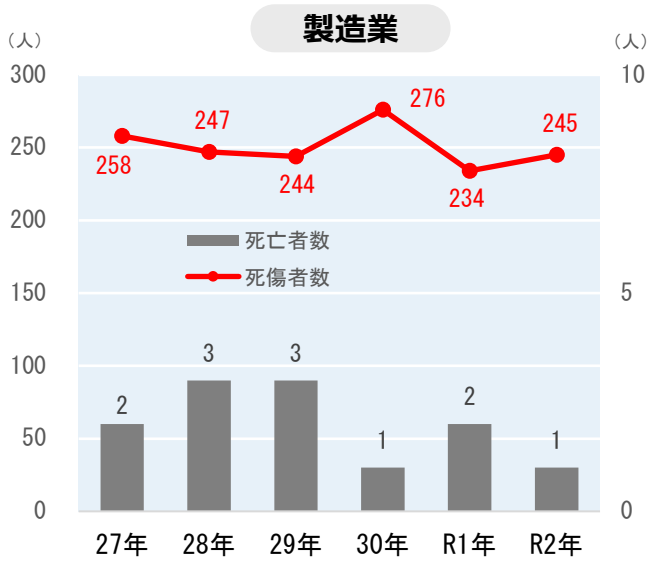

☞死傷者数は増減を繰り返しています。

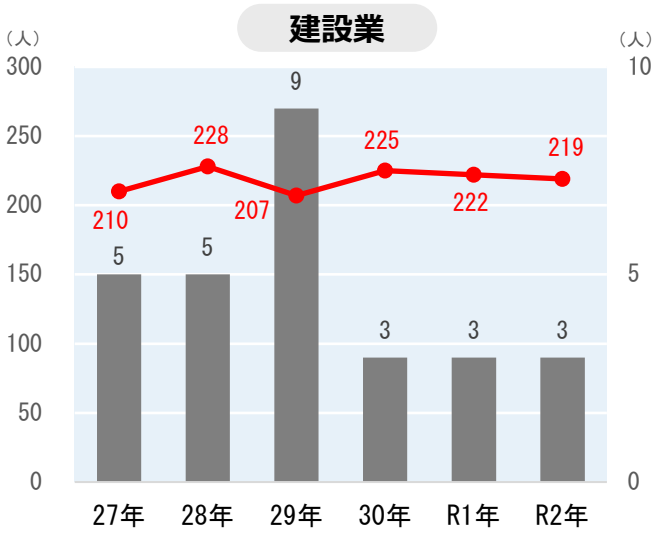

☞死傷者数は、減少傾向がみられません。

☞死亡者数は、前年と同数で、全産業中、最も多く発生しています。

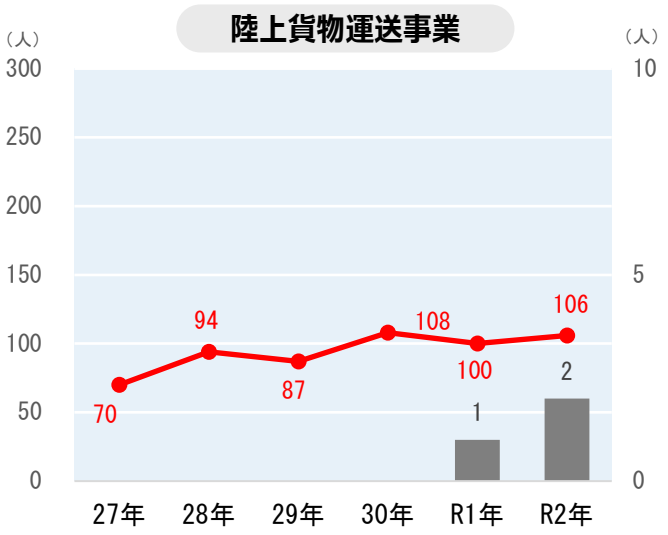

ココが Point!

☞死亡災害が２年連続で発生しました。

☞死傷者数は５年間で 51%増加しています。

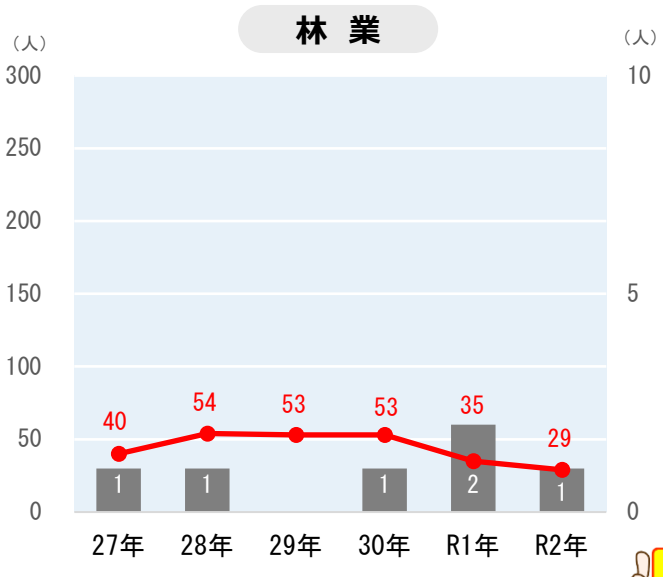

☞死傷者数は５年間で 28%減少しています。

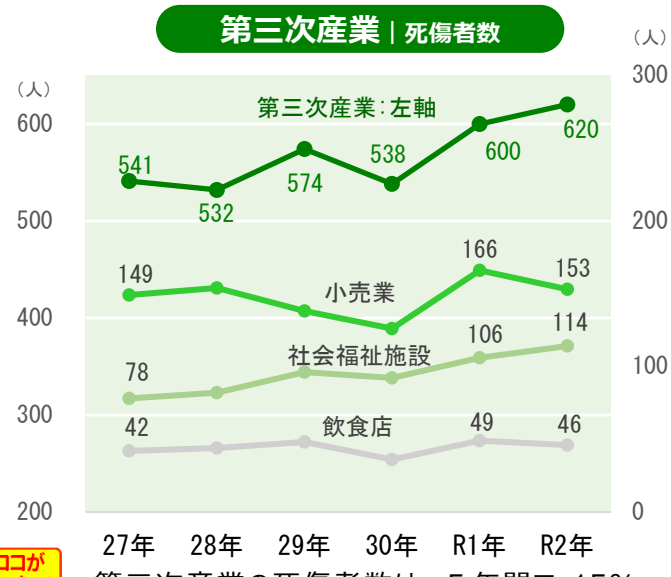

ココが Point!

☞第三次産業の死傷者数は、５年間で 15%増加しています。そのうち、社会福祉施設は、５年間で 46%増加しています。

大分県　休業４日以上の死傷者数｜　令和２年

事故の型別

☞11 年連続で「転倒」が最多となっています。
令和 2 年の「転倒」の割合は 27.1%となっています。

☞「墜落、転落」「崩壊、倒壊」「はさまれ、巻き込まれ」で複数の死亡災害が発生しています。

☞「動作の反動、無理な動作」には腰痛などが含まれています。

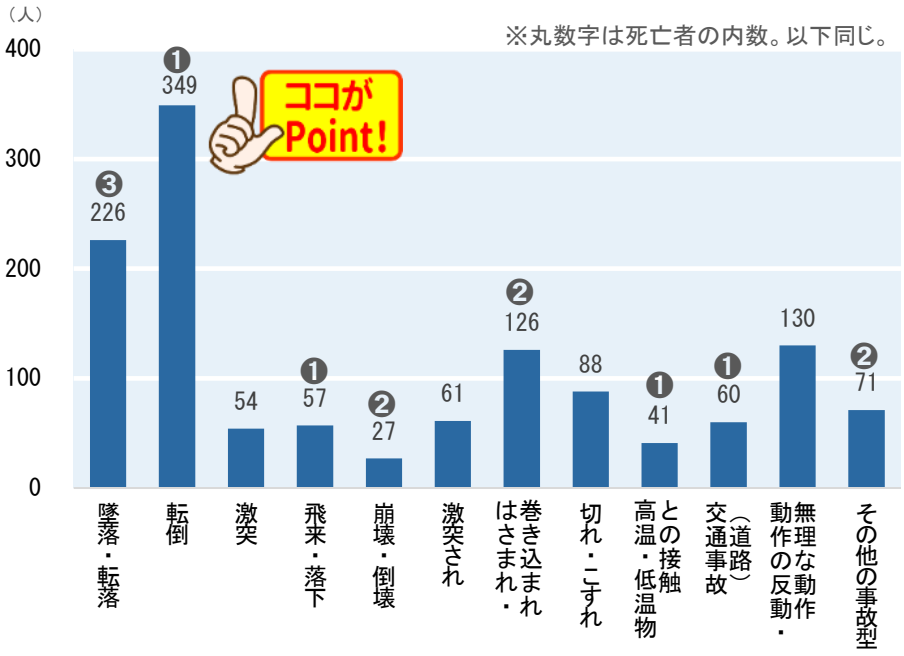

発生月別

☞12 月に最も多く発生しています。次いで 8 月、6 月の順に多くなっています。

☞死亡災害も 12 月が最も多く、3 件発生しています。

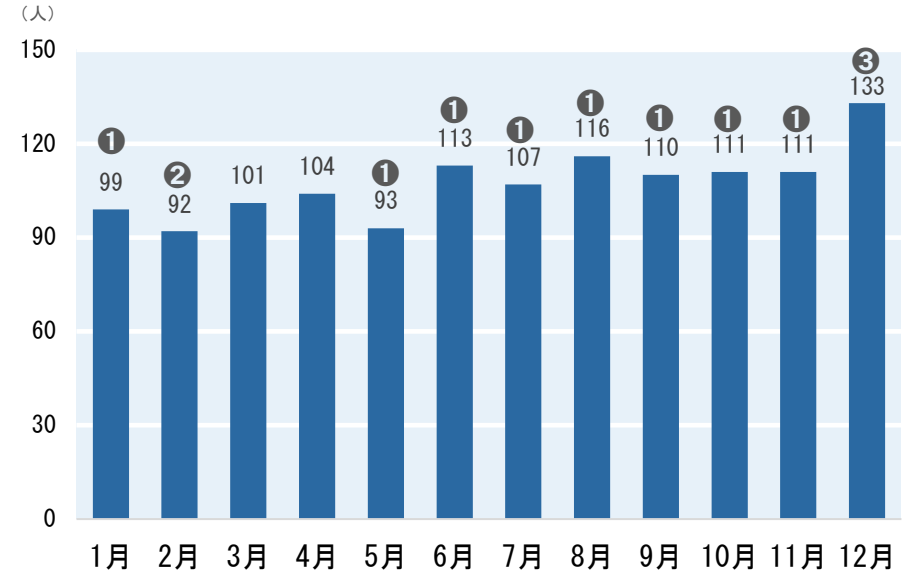

被災者年齢別

☞年代が高くなるにつれて死傷者数が増えています。

☞死亡者の約半数は 60 歳以上となっています。

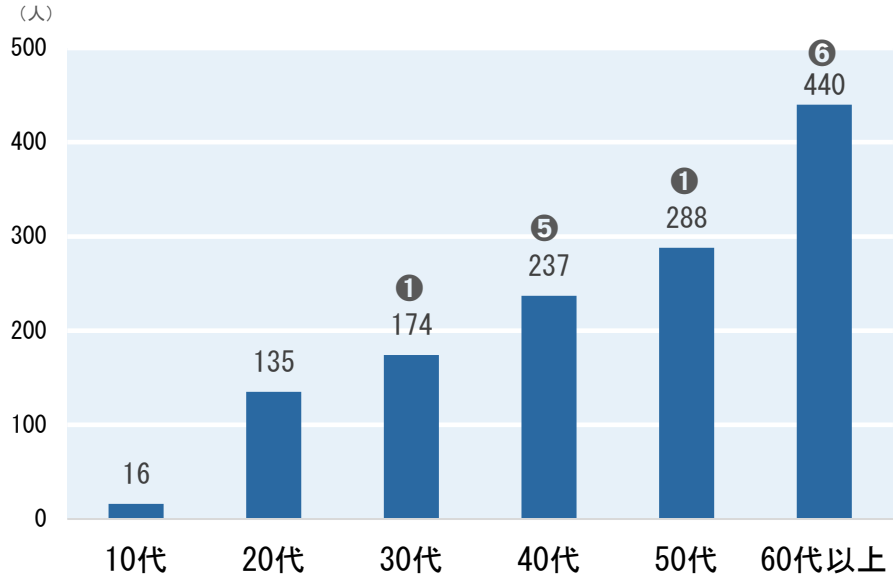

第 13 次労働災害防止計画 大分局版 のポイント

～ 誰もが安心して健康に働くことができる職場の実現に向けて ～

POINT 1 国の「第 13 次労働災害防止計画」を踏まえ、大分労働局が県内の労働災害等を減少させるため、重点的に取り組む事項を定めた中期計画です。略して「13 次防」と呼んでいます。

POINT 2 13 次防の**計画期間は、平成 30 年度から令和４年度までの５年間**です。

POINT 3 13 次防では、死亡災害、死傷災害等の減少に向けて、計画の数値目標を定めています。

POINT 4 計画の目標を達成するため、５つの業種について重点的に取り組みます。

計画の目標

死亡災害　13 次防期間中の総数を、次のとおりとする。

- **全業種**について、12 次防期間中の総数 57 人より **15%以上減少**させ **48 人以下**とする。
- **建設業**について、12 次防期間中の総数 26 人より **15%以上減少**させ **22 人以下**とする。
- **製造業**について、12 次防期間中の総数 15 人より **15%以上減少**させ **12 人以下**とする。

死傷災害

- 令和４年の**全業種**の死傷者数を、平成 29 年より **5%以上減少**させ、**1,182 人以下**とする。

労働者の健康確保対策

- 令和４年度までに**メンタルヘルス対策**に取り組んでいる事業場の割合を **80%以上**とする。
  （労働者 30 人以上の事業場）

死傷者数 13 次防の目標｜全業種（人）

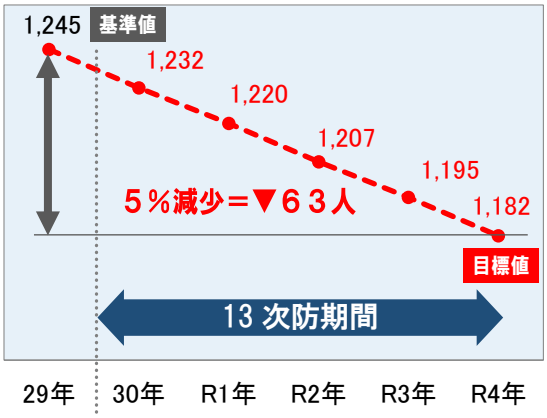

重点対象業種

- **建設業**
- **製造業**
- **陸上貨物運送事業**
- **林業**
- **第三次産業**（小売業･社会福祉施設･飲食店）

大分労働局 13 次防の進捗状況 ／ 5 か年計画のうちの3年経過時点

死亡災害 発生状況（人）

年	全産業	建設業	製造業
平成 30 年	7	3	1
令和元年	16	3	2
令和２年	13	3	1
（３年計）	36	9	4
（5年換算）	60	15	6
13 次防目標値	48	22	12

- 全産業における３年間の**死亡者数**は 36 人で、５年換算すると、目標値を大きく上回っています。
- 目標達成のためには、今後２年間の**死亡者数**を 12 人以下に抑え込む必要があります。
- 建設業及び製造業の**死亡者数**の５年換算値は、目標値を下回っています。

死傷災害 発生状況（人）

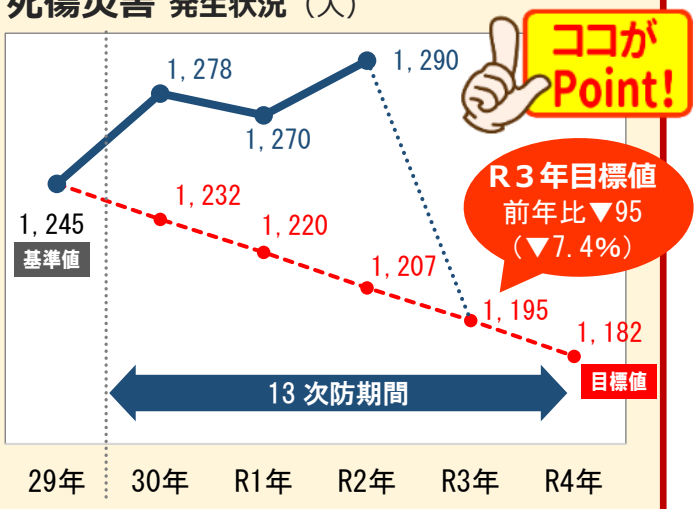

- **死傷者数**は３年連続で基準値を上回っています。令和２年の 1,290 人は、基準値を 3.6%上回っています。
- このため、令和３年の**死傷者数**の目標値は、**前年比 7.4%減**の **1,195 人**としています。

資料5

「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」実施要綱

1　趣旨

第三次産業における労働災害は増加傾向にあり、特に、社会福祉施設、小売業及び飲食店の発生件数は第三次産業全体の約５割を占めている。

労働災害が増加している要因としては、人手不足や労働者の高齢化などの要因のほか、転倒災害、腰痛災害など行動災害によるものが多い中で事業場の取組が進んでいないことや、店舗・施設に安全衛生担当者がいないなど安全衛生活動が低調である中で、その活動をサポートすべき本社・本部の取組が不十分であることも指摘されている。このため、企業・法人全体での労働災害防止の取組を進めるとともに、店舗・施設における基本的な安全衛生活動にも着眼した取組に配意する必要がある。

また、第三次産業は経営者に労働者の安全衛生に対する関心が必ずしも高くない傾向があるが、災害のない店舗・施設づくりは、施設利用者、消費者の安全にも寄与するものであることや人材確保にも資することを踏まえて、経営者の関心を高める必要がある。このことの訴求の明確化のため、昨年度までの本運動の名称を見直した。

本運動は、経営トップの参画の下、本社・本部と店舗・施設における労働災害防止のための取組を促進し、本社・本部と店舗・施設の役割に応じた全社的な安全衛生活動を展開することにより、職場の危険箇所の除去、作業方法等の改善、労働者の危険に対する感受性・注意力の向上等を図ることにより、小売業、社会福祉施設及び飲食店における労働災害を減少させることを目的とするものである。

2　期間

令和３年４月１日から２年間

3　主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4　実施者

小売業及び飲食店の多店舗展開企業の本社及び店舗、多くの社会福祉施設を展開する法人の本部及び施設

5　主唱者の実施事項

(1) 厚生労働省の実施事項

ア　小売業、社会福祉施設及び飲食店の労働災害防止に係る周知啓発資料等の作成、配布

イ　小売業、社会福祉施設及び飲食店の労働災害防止対策に活用できるコンテンツを集めた特設サイトの開設

（ア）災害事例、効果的な対策、好事例の紹介(チェックリストを含む。)
（イ）小売業、社会福祉施設及び飲食店の労働災害防止対策に資するセミナー等の開催、案内
ウ　本運動を効果的に推進するための各種団体等への協力要請
エ　都道府県労働局、労働基準監督署による企業・法人、事業場への啓発・指導
(2) 中央労働災害防止協会の実施事項
ア　推進運動の周知啓発
イ　事業場の安全衛生対策への指導援助
ウ　KY 訓練、転倒災害防止、腰痛予防対策に資する研修等の開催、教育支援
エ　教育用テキスト、周知啓発資料等の提供
オ　転倒防止のための防滑靴、切創防止手袋、火傷予防手袋等の有効な保護具の普及促進

6　実施者の実施事項
(1) 店舗・施設の実施事項
店舗・施設においては、次に示す各々のＳＴＥＰに掲げる事項のうちから、事業場の実情に応じて、必要な取組を実施すること。
ＳＴＥＰ１
ア　４Ｓ(整理、整頓、清掃、清潔)の徹底による転倒災害等の防止
※　床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、安全に介護等の作業ができる作業スペース、通路等の確保など
イ　危険箇所の表示による危険の「見える化」
ウ　作業マニュアルへの安全衛生上の留意事項の追記及び店舗・施設の従業員への周知・教育、朝礼時等での安全意識の啓発
ＳＴＥＰ２
ア　ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去
イ　KY(危険予知)活動による危険予知能力、注意力の向上
ウ　防滑靴、切創防止手袋等の着用、介護機器・用具等の導入、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用
ＳＴＥＰ３
ア　店長・施設長、安全衛生担当者による定期的な職場点検の実施
イ　腰痛健康診断（腰痛予防対策指針に基づくもの）や体力チェックの実施
ウ　腰痛・転倒予防体操の励行
その他、リスクアセスメントの実施、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインに基づく職場改善、メンタルヘルス対策

(2) 本社・本部の実施事項
小売業及び飲食店の多店舗展開企業の本社並びに多くの社会福祉施設を展開す

る法人の本部は、次の実施事項のうち、企業・法人の労働災害の発生状況、労働者の健康管理の状況等に応じて、(1) の店舗・施設の実施事項が継続的、組織的に行われるよう、安全衛生体制の整備を含めた必要な取組を実施すること。

ア　企業・法人傘下の店舗・施設全体の労働災害の発生状況の把握、分析

イ　経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知

ウ　安全に配慮した作業マニュアルの作成と店舗・施設への周知

エ　(1)に示す事項を含め、店舗・施設で実施すべき安全衛生活動を定め、店舗・施設での取組を展開するとともに、必要な資料の提供、教育の実施等の支援を行うこと

オ　店舗・施設における安全衛生担当者(安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、安全推進者)等の配置状況の確認

カ　店舗・施設の安全衛生担当者に対する教育の実施

キ　本社・本部安全衛生担当者、産業医、エリアマネージャー等による店舗・施設に対する危険箇所や安全衛生活動の取組状況の点検、災害防止指導及び健康確保措置の実施

ク　安全対策の取組や注意喚起を分かりやすく従業員へ周知するための掲示や小冊子の配布

ケ　店舗・施設のリスクアセスメントの実施及びその結果に基づく対策の実施

コ　店舗・施設におけるメンタルヘルス対策に係る指導及び実施状況の把握

サ　店舗・施設における健康診断、長時間労働者への面接指導及びそれらの事後措置等の労働者の健康確保措置の実施状況の把握

7　留意事項

(1) 本社・本部と店舗・施設の役割分担を明らかにして、それぞれの取組の実施を図ること。

(2) 全ての事項の取組を求めるものではなく、店舗・施設の実態等に即して、可能なものから取組の実施を図ること。

(3)　労働者の災害防止のみならず、店舗・施設における利用者や消費者の事故及びヒヤリハットの把握等の活動と併せて取り組むことで、より効果的な自主的取組が期待できること。

(4)　「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」及び「STOP!転倒災害プロジェクト」に基づく取組を、「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」に基づく取組事項に組み込むことが有効であること。

(5) 複数の店舗・施設を有する企業にあっては、各店舗・施設が上記６(1)に基づいて実施した取組事例や取組に当たって工夫した点などを他の店舗・施設に共有する等により、企業全体の安全衛生水準の向上を図ること。

陸上貨物の荷主、配送先、元請事業者等のみなさま

資料6

荷役作業の安全確保が急務です！

陸上貨物運送事業における労働災害が高止まりしています。
新型コロナウイルス感染症拡大により配達需要の増加が見込まれる今、
一人ひとりが安全に安心して働けるよう、安全対策に取り組みましょう！

陸上貨物運送事業における労働災害の傾向

災害は増加傾向

毎年約15,000人が被災しています。

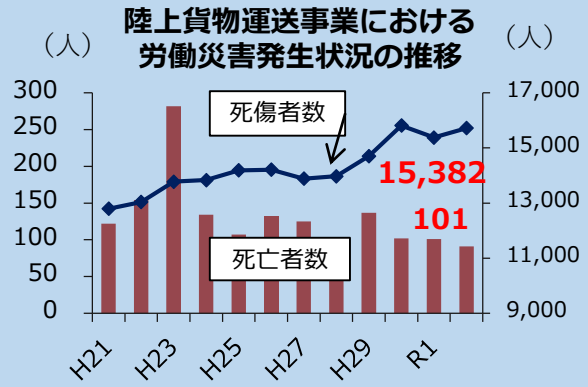

出典：労働者死傷病報告(休業４日以上)、死亡災害報告
R2は12月速報の対前年比からの年間推定値

発生率が他業種の４倍

働く人1,000人あたりの死傷者数は8.8人で、
全産業平均2.2人と比較しても高い数値です。

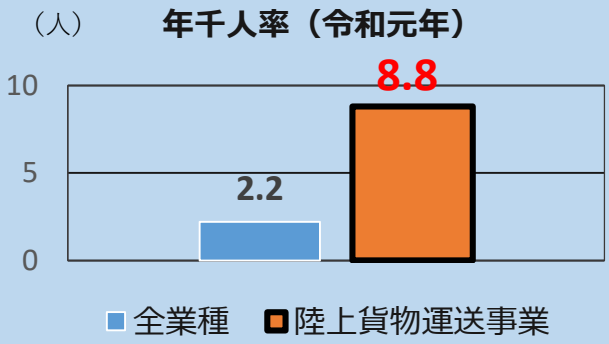

半数が休業1か月以上

荷役作業中の墜落（転落）など、
重篤な災害が多く発生しています。

休業見込み日数（令和２年12月速報）

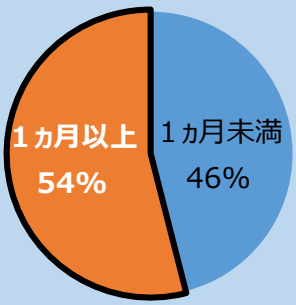

７割が荷役作業で発生

毎年約10,000件の災害が
荷役作業場所で発生しています。

災害発生場所（H28）

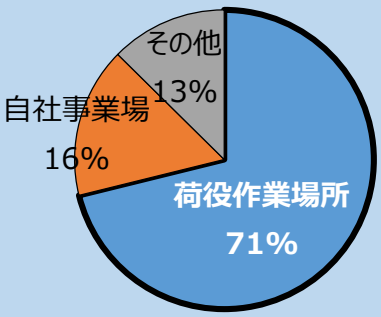

災害防止のためには、
荷主、配送先、元請事業者等の皆様の取組が不可欠です！

➡ 安全対策ができているか裏面のチェックリストで確認

荷役作業の安全対策チェックリスト

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」より

①貴社の荷役場所を安全な状態に

□荷の積卸しや運搬機械、用具等を使用するための十分な広さを確保している
□十分な明るさで作業している
□着時刻の分散など混雑緩和の工夫をしている
□荷や資機材の整理整頓をしている
□風や雨が当たらない場所で作業している

②墜落、転倒、腰痛等の対策

□墜落や転落を防ぐ対策をしている
　（手すりやステップ、墜落制止用器具取付設備（親綱等）の設置等）
□つまずきやすい、滑りやすい場所の対策をしている
　（床の段差・凹凸の解消、床面の防滑、防滑靴の使用等）
□人力で荷を扱う作業では、できるだけ機械・道具を使用している

③陸運事業者との連絡・調整

□荷役作業を行わせる陸運事業者には、事前に作業内容を通知している
□荷役作業の書面契約をしている
□配送先における荷卸しの役割分担を安全作業連絡書等で明確にしている
□安全な作業を行えるよう余裕を持った着時刻を設定している

現場で取り組まれている好事例

「陸上貨物運送事業における労働災害防止対策好事例集(亀戸労働基準監督署)」より

墜落･転落防止：昇降台の導入

墜落･転落防止：三点支持の徹底

腰痛･転倒防止：準備体操の実施

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

長時間労働の解消等のためには、荷主の理解と協力が必要です。

※トラック運送事業者の法令違反行為に荷主の関与が判明すると荷主勧告を発動し、**「荷主名」及び「事案の概要」が公表**されます。

詳細は国土交通省リーフレットを参照
https://www.mlit.go.jp/common/001296713.pdf

※違反原因行為の例

荷主の都合による長時間の荷待ち時間が恒常的に発生
⇒**過労運転防止義務違反を招くおそれ**

適切な運行では間に合わない到着時間の指定
⇒**最高速度違反を招くおそれ**

積込み直前に貨物量を増やすよう指示
⇒**過積載運行を招くおそれ**

資料7

～働く高齢者の特性に配慮した エイジフレンドリーな職場づくり を進めましょう～

皆さんの職場は、高齢者が安心して働ける環境になっていますか？

働く高齢者が増加（60歳以上の雇用者数は過去10年間で**1.5倍**）

労働災害のうち60歳以上の労働者が占める割合は**1/4以上**(2019年は27%)

労働災害発生率は、若年層に比べ**高年齢層で高い**

＜年齢別・男女別の労働災害発生率＞

高齢者は被災しやすい！

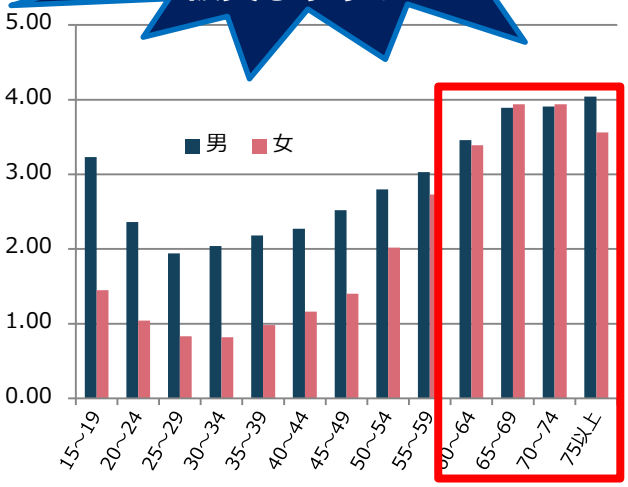

※労働者1000人当たりの死傷災害（休業４日以上）の発生件数

出典：労働力調査、労働者死傷病報告（2019年）

＜年齢別の休業見込み期間の長さ＞

労働災害が重症化しやすい！

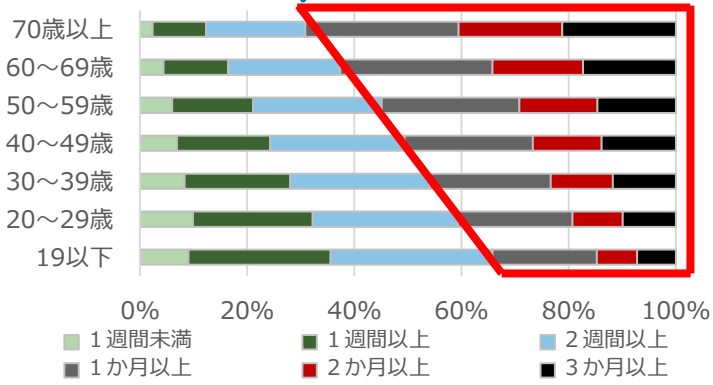

出典：労働者死傷病報告（2019年）

労働災害が続けば人手不足を招くおそれも…

安心して安全に働くことのできる職場づくりを！

エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）を策定しました。（次ページ以降参照）

ご活用ください

高年齢労働者の安全衛生対策のための
エイジフレンドリー補助金が新設されました！
（４ページ参照）

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

エイジフレンドリーガイドラインの主な内容

事業者に求められる事項

高齢者の就労状況や業務の内容等の**実情に応じ、実施可能な対策に取り組みましょう。**

1　はじめに

・企業の**経営トップが**取り組む**方針を表明し、担当者や組織を指定**します
・高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→

2　職場環境の改善

(1)　身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）
・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、**施設、設備、装置等の改善を行います**

⇓対策の例⇓

通路を含め作業場所の照度を確保する

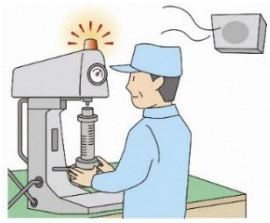

警報音等は聞き取りやすい中低音域の音、パトライト等は有効視野を考慮

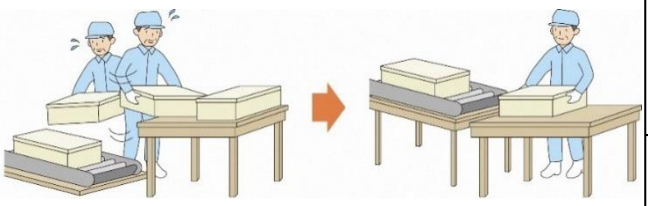

不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業対象物の配置を改善する

解消できない危険箇所に標識等で注意喚起

防滑靴を利用させる

階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する

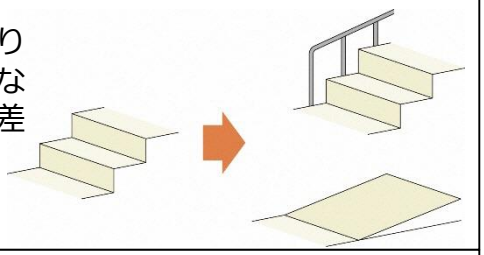

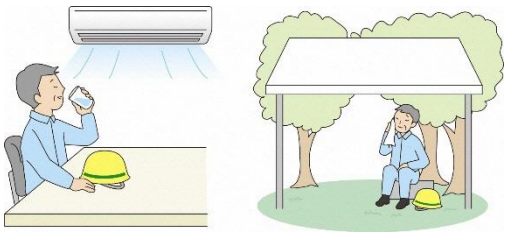

涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装を準備する

リフト、スライディングシート等を導入し、抱え上げ作業を抑制

・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
・パワーアシストスーツ等を導入する　等

(2)　高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）
・高年齢労働者の特性を考慮し**作業内容等を見直し**ます。例えば、勤務形態や勤務時間を工夫して高齢者が就労しやすくすること（短時間勤務、隔日勤務等）や、ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等への配慮などがあります

3　高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1)　健康状況の把握
- 健康診断を確実に実施します
- 職場で行う法定の健診の対象にならない方については、例えば地域の健康診断等を受診しやすくするなど、働く高齢労働者が自らの健康状況を把握できるようにします

(2)　体力の状況の把握
- 主に高年齢労働者を対象とした**体力チェックを継続的に行う**よう努めます
- 体力チェックの目的をわかりやすく丁寧に説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

⇓注意点⇓
- 安全作業に必要な体力の測定手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

体力チェックの一例

転倒等リスク評価セルフチェック票

Ⅰ　身体機能計測結果

①２ステップテスト（歩行能力・筋力）
あなたの結果は　　cm／　　cm(身長)=
下の評価表に当てはめると →評価

評価表	1	2	3	4	5
結果／身長	～1.24	1.25～1.38	1.39～1.46	1.47～1.65	1.66～

②座位ステッピングテスト（敏捷性）
あなたの結果は　　回／ 20秒
下の評価表に当てはめると →評価

評価表	1	2	3	4	5
(回)	～24	25～28	29～43	44～47	48～

③ファンクショナルリーチ（動的バランス）
あなたの結果は　　cm
下の評価表に当てはめると →評価

評価表	1	2	3	4	5
(cm)	～19	20～29	30～35	36～39	40～

④開眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は　　秒
下の評価表に当てはめると →評価

評価表	1	2	3	4	5
(秒)	～7	7.1～17	17.1～55	55.1～90	90.1～

⑤開眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は　　秒
下の評価表に当てはめると →評価

評価表	1	2	3	4	5
(秒)	～15	15.1～30	30.1～84	84.1～120	120.1～

詳しくは
こちら⇒

身体機能計測の評価数字を
Ⅲのレーダーチャートに黒字で記入

(3)　健康や体力の状況に関する情報については、不利益な取扱いを防ぐ必要があります

4　高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

(1)　個々の高年齢労働者の基礎疾患の罹患状況等の健康や体力の状況を踏まえた措置を講じます

(2)　高年齢労働者の状況に応じた業務の提供
健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するため、個々の労働者の状況に合わせ、適合する業務をマッチングさせます

(3)　心身両面にわたる健康保持増進措置
例えばフレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した**健康づくり活動**を行います

⇓取組の例⇓

転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」
https://youtu.be/9jCi6oXS8IY
（令和元年度厚生労働科学研究費補助金　労働安全衛生総合研究事業「エビデンスに基づいた転倒予防体操の開発およびその検証」の一環として製作）

全国の体操動画やリーフレットの紹介(厚労省HP)　→

5　安全衛生教育

- 高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
- **再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練**を行います

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

労働者に求められる事項

一人ひとりの労働者が、事業者が実施する取組に協力するとともに、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながる可能性、自己の健康を守るための努力の重要性を理解**し、**自らの健康づくりに積極的に取り組む**ことが必要です。体力チェック等に参加し、日頃からストレッチや軽い運動などに取り組みます

⇓参考：ストレッチの例⇓

「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より

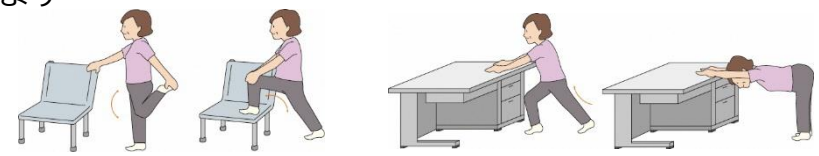

「エイジフレンドリー補助金」のご案内

- エイジフレンドリー補助金は、職場環境の改善に要した費用の一部を補助します。
- **中小企業事業者が対象**の補助金です

補助金申請期間　令和２年６月12日～令和２年10月末日

補助金額

補助対象：高年齢労働者のための職場環境改善に要した経費

補助率：　１／２

上限額：　**１００万円**（消費税を含む）

詳しくは
こちら⇒
（厚労省HP）

※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定を行います（全ての申請者に交付されるものではありません）

お問い合わせ

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
エイジフレンドリー補助金事務センター（申請関係）

☎ 03-6381-7507　📠 03-6381-7508
✉ af-hojyojimucenter@jashcon.or.jp

受付時間：平日9:30～12:00、13:00～16:30
（土日祝休み）

▼高齢者のための対策について個別に相談したいとき

中小規模事業場　安全衛生サポート事業　個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高年齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援（現場確認・ヒアリング・アドバイス）を行います。

無料

労働災害防止団体　問い合わせ先

・中央労働災害防止協会	技術支援部業務調整課	03-3452-6366	（製造業、下記以外の業種関係）
・建設業労働災害防止協会	技術管理部指導課	03-3453-0464	（建設業関係）
・陸上貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3455-3857	（陸上貨物運送事業関係）
・林業・木材製造業労働災害防止協会	教育支援課	03-3452-4981	（林業・木材製造業関係）
・港湾貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3452-7201	（港湾貨物運送事業関係）

65歳超雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザーをご活用ください

中小企業診断士、社会保険労務士等、高齢者の雇用に関する専門的知識や経験などを持っている外部の専門家が、企業の高齢者雇用促進に向けた取組を支援します。

無料

相談・助言

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な**相談・助言**を行っています。

- ●人事管理制度の整備に関すること
- ●賃金、退職金制度の整備に関すること
- ●職場の改善、職域開発に関すること
- ●能力開発に関すること
- ●健康管理に関すること
- ●その他高年齢者等の雇用問題に関すること

○お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ（http://www.jeed.or.jp）から確認できます。
○「65歳超雇用推進事例サイト（https://www.elder.jeed.or.jp/）」により、65歳を超える人事制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。

高年齢労働者の労働災害防止対策の情報を厚生労働省ホームページに掲載しています

（R2. 8）

STOP! 転倒災害 プロジェクト

大分労働局 労働基準部 健康安全課

大分県では、労働災害のうち、転倒災害が28．3％を占めています

厚生労働省などでは、平成 27 年から本プロジェクトを継続していますが、大分県では、依然として、増加傾向に歯止めがかからず、休業４日以上の労働災害の中で**転倒災害**が **28.3%**を占め、最も多くなっています。

令和 4 年までに休業 4 日以上の労働災害を平成 29 年比で５％減少させることを目標とした第 13 次労働災害防止計画の達成のためには、本プロジェクトを軸とした転倒災害減少に向けた取組が重要です。

本リーフレットでは、大分県における転倒災害の特徴と効果的な転倒災害防止対策を解説します。

大分県 事故の型別労働災害の推移｜全産業

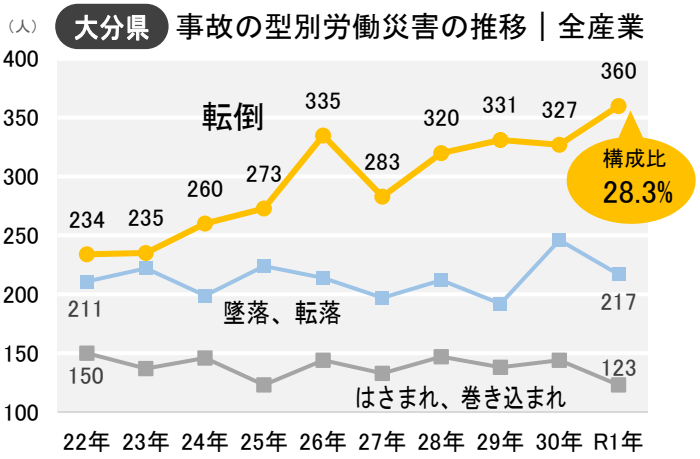

※出典は労働者死傷病報告

転倒災害の約7割は、第三次産業の職場で発生しています

大分県 転倒災害の業種別発生状況

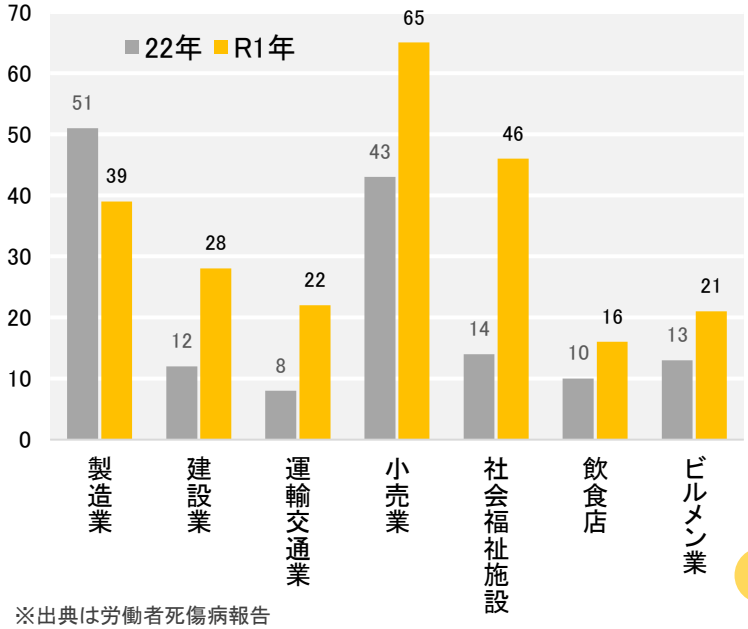

※出典は労働者死傷病報告

大分県 転倒災害の業種別発生割合｜令和元年

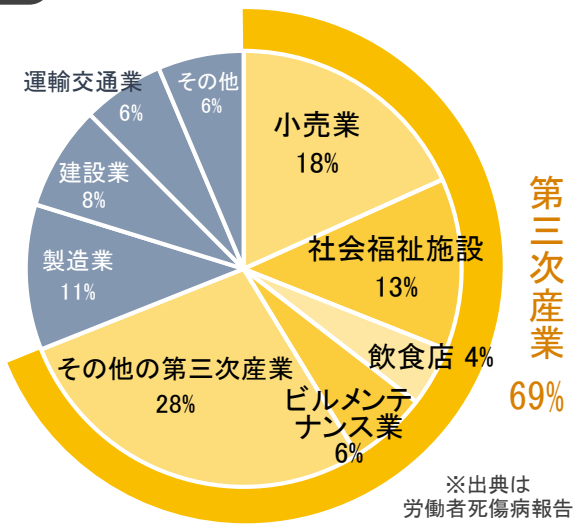

※出典は労働者死傷病報告

☞転倒災害は、平成 22 年と比較すると、製造業以外の主要産業で増加しています。

☞転倒災害のうち、**６９％が第三次産業**の職場で発生しています。

☞平成 22 年との比較においても、第三次産業の増加率が高くなっています。

☞転倒災害の起因物は、「**通路**」が最も多く、５３％を占めています。

転倒災害の起因物の半数は「通路」です

大分県 転倒災害の起因物別割合｜過去５年

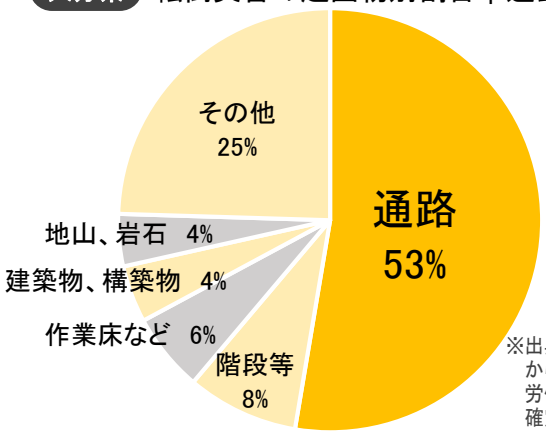

※出典は平成 27 年から令和元年の労働者死傷病報告。確定後の受理を含む。

転倒災害の48％は、50歳代以上の女性が被災しています

（人）大分県 転倒災害の年代別・男女別発生状況｜過去５年

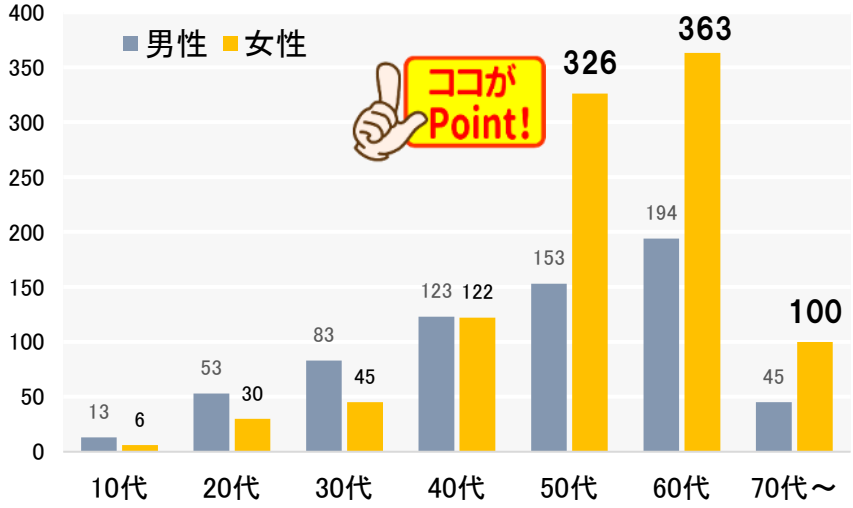

※出典は平成 27 年から令和元年の労働者死傷病報告。確定後の受理を含む。

☞5 年間の男女別発生件数は、
男性：664　女性：992
と女性が多くなっています。

☞とくに **50 歳代以上の女性の発生件数が多く、全体の 48%** を占めています。

☞50 歳代以上の男女比は
１：２となっています。

50 歳代以上の女性労働者への転倒災害防止の取組が求められます

年齢が高くなるほど、転倒で骨折する割合と、休業が長期化する割合も高くなっています

大分県 転倒災害の年代別傷病性質｜過去５年

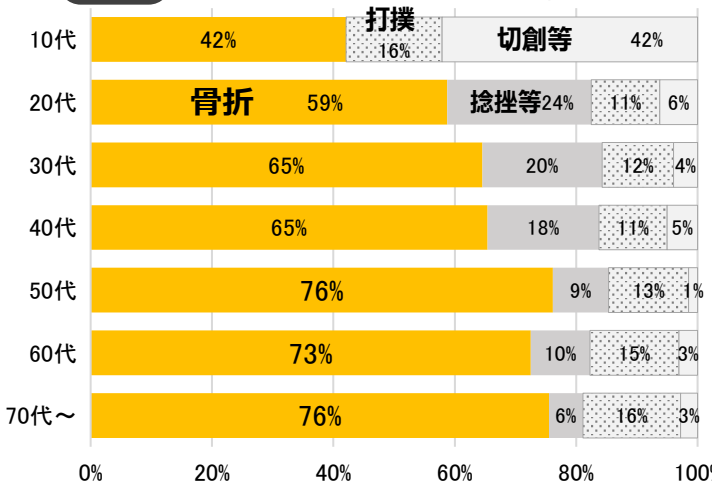

大分県 転倒災害の年代別被災の程度｜過去５年

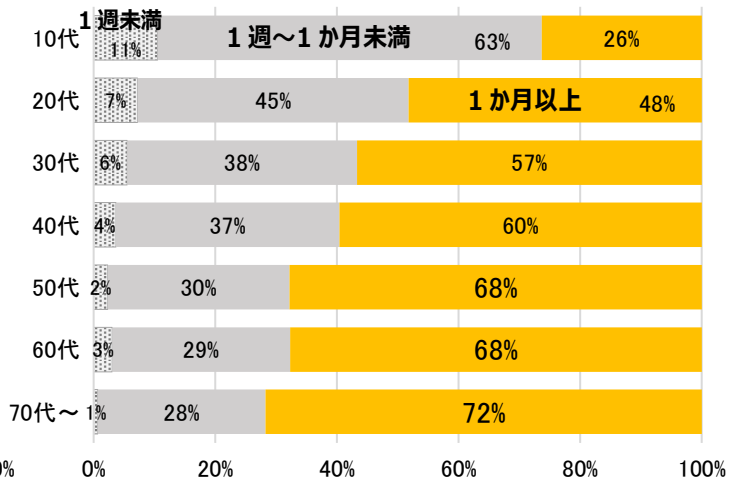

☞転倒による休業４日以上の災害のうち、**7 割が骨折**によるものです。

☞**50 歳代以上の 7 割**で、**休業期間が 1 か月以上**に及んでいます。

※出典は平成 27 年から令和元年の労働者死傷病報告。確定後の受理を含む。左図も同じ。

転倒災害の原因は、大きく3つに分けられます

☞床の素材が滑りやすいものであったり、**床に水や油**などが残ったままの状態であったりすると、滑って転倒しやすくなります。

☞床に**凹凸や段差**があり、つまずいたという例や、**放置されていた荷物や商品**などにつまずいて転倒したという事例が多くあります。

☞大きな荷物を抱えて**階段を下りるとき**など、足元が見えづらいときに足を踏み外し、転倒することがあります。

女性には特有の転倒リスクがあります

靴　ハイヒールは、接地面積が狭く、姿勢が安定しないことがあります。

服　タイトスカートは歩幅が狭くなり、ロングスカートは足元が見えにくくなります。

転倒災害防止対策のポイント

✓ 転倒する要因を取り除き、高年齢者や女性にやさしい職場環境をつくりましょう

✓ 転倒要因が取り除かれた職場では、安心して作業ができるため、作業効率もあがります

4S（整理・整頓・清掃・清潔）を徹底する	転倒しにくい作業方法に改善する	その他に講じる対策
・歩行場所に物を放置しない。 ・用具、台車は所定位置を決める。 ・床面の汚れ（水、油、粉など）を取り除く。 ・床面の凹凸、段差などを解消する。 ・通路にコードを横断させない。 ・転倒しにくい床材、床塗装に変更する。	・時間に余裕をもって行動する。 ・滑りやすい場所では、小さな歩幅で歩行する。 ・足元が見えにくい状態で作業しない。（適切な照度を確保する） ・両手がふさがる荷物の運搬は階段を避ける。	・移動や作業に適した靴を着用する。 ・職場の危険マップの作成による危険情報の共有を図る。 ・転倒危険場所にステッカーなどを貼り、注意喚起する。 ・加齢に伴う身体機能の変化を意識させ、健康と体力づくりに取り組む環境をつくる。

POINT 1 4S活動を徹底し、転倒要因を取り除く

☞**４Ｓ**とは「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが４Ｓ活動です。

SEIRI 整理	SEITON 整頓	SEISOU 清掃	SEIKETSU 清潔
必要ない物は捨てる	必要な物をすぐに取り出せるようにする	綺麗に掃除をする	整理・整頓・清掃を維持する

☞４Ｓ活動は労働災害の防止だけではなく、**作業のしやすさ、作業の効率化も期待**できます。

☞人の目に触れにくいバックヤードも整頓を忘れないようにしましょう。

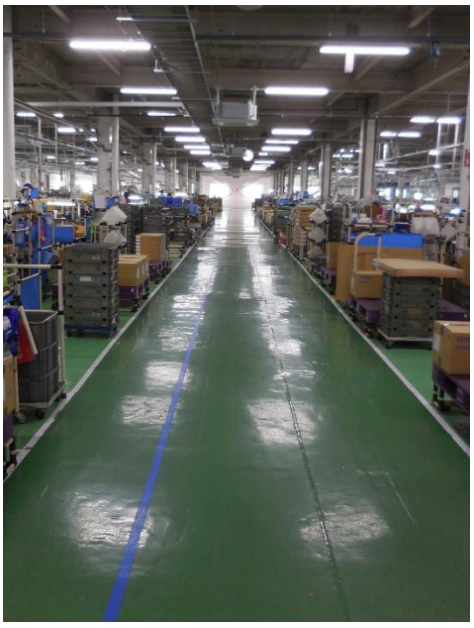

POINT 2 移動や作業に適した靴を着用する

☞転倒の主な原因のうち、「滑り」と「踏み外し」は、靴底の滑りにくさを上げることで転倒リスクを下げることができます。

❶ 靴の屈曲性

靴の屈曲性が悪いと足に負担がかかるだけでなく、すり足になりやすく、つまずきの原因となります。

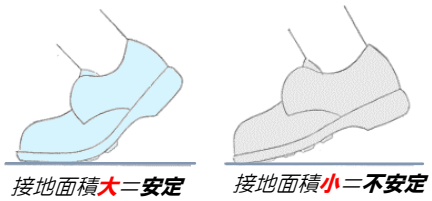

*接地面積**大**＝**安定***　　*接地面積**小**＝**不安定***

❷ 靴の重量

靴が重いと足が上がりにくくなるため、すり足になりやすく、つまずきの原因となります。

❸ 靴の重量バランス

靴の重量がつま先部に偏っていると、歩行時につま先部が上がりにくく（トゥダウン）、無意識のうちに、すり足になりやすく、つまずきを生じやすくなります。

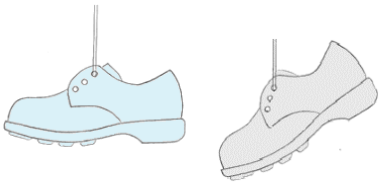

安定した歩行ができる　　*トゥダウンが発生する*

❹ つま先部の高さ

つま先部の高さ（トゥスプリング）が低いと、わずかな段差につまずきやすくなります。

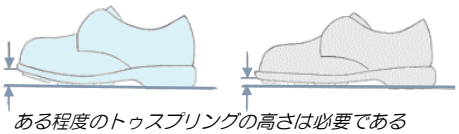

ある程度のトゥスプリングの高さは必要である

❺ 靴底と床の耐滑性のバランス

滑りやすい床には滑りにくい靴が有効ですが、滑りにくい床に滑りにくい靴底では、摩擦が強くなりすぎて歩行時につまずく場合があります。

靴底の耐滑性は、職場の床の滑りやすさの程度に応じたものとする必要があります。

POINT 3 職場の危険マップを作成して危険情報の共有を図る

ステップ❶
職場内の危険な箇所や危険な作業について、従業員の参加のもと、次の箇所等を洗い出します。

ココがPoint!

- 過去に災害が発生した箇所
- ヒヤリ・ハット事例の多い箇所
- 危険予知活動で注意が必要とされた箇所
- リスクアセスメントで注意が必要とされた箇所や作業

ステップ❷
危険を回避するために、従業員が注意すること、守らなければならないことを、全員参加で検討します。

ステップ❸
職場マップに危険箇所を明示し、危険マップを作成します。危険箇所について遵守すべき事項等のコメントも記載します。

ステップ❹
従業員が集まる休憩室等に掲示し、注意喚起や安全意識を高めるようにしましょう。

小売業の作成例

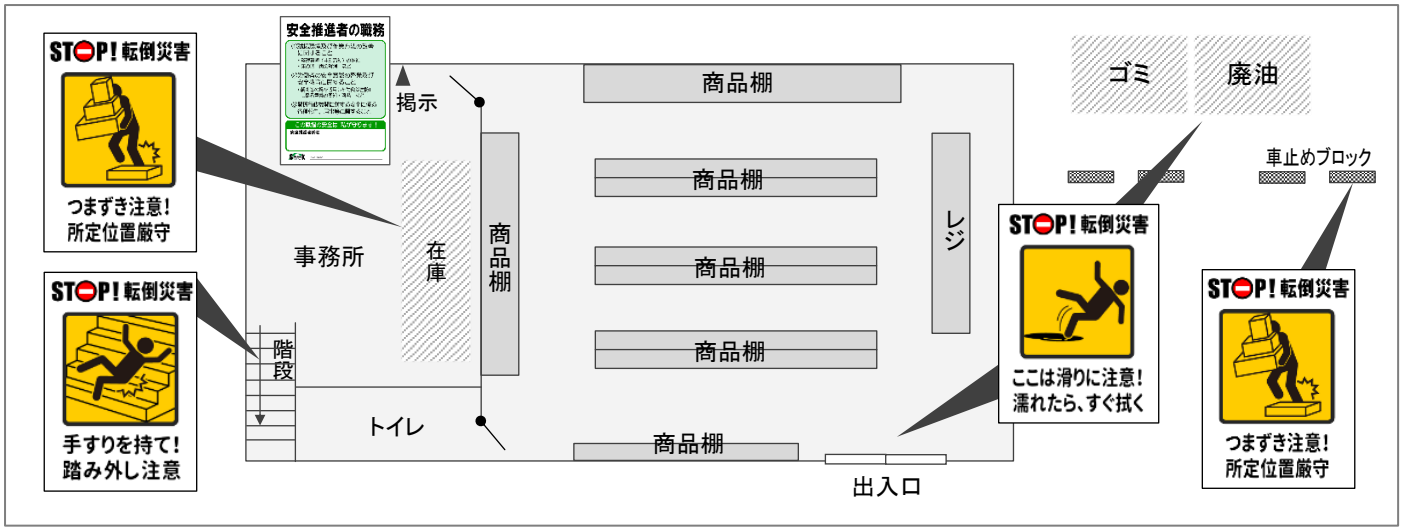

社会福祉施設（送迎業務）の作成例

（Ｒ２年９月）

大分の夏を冷やせ！

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

4月	5月	6月	7月	8月	9月
準備期間	←キャンペーン期間		重点取組期間		→

大分県では、令和２年に 108 人（前年比＋30 人）が、職場における熱中症で治療を受けました。
そのうち、休業４日以上が 11 人（前年比＋３人）で、１人が死亡しました。
下記の期間ごとの実施事項を参考に、キャンペーンを展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう。
なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の基本的対策として、マスク着用をお願いしていますが、高温・多湿な環境下でのマスク着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがありますので、マスク着用時は強い負荷の作業や運動は避け、こまめな水分補給や涼しい服装を心がけるなど、「新しい生活様式」と「熱中症予防」を両立させましょう。

準備期間 ☞ 4 月

□JIS B 7922 に適合した**暑さ指数（WBGT 値）計**を準備する。

□暑さ指数に応じ、作業の中止、休憩時間の確保など、**余裕を持った作業計画**をたてる。

□**暑さ指数を下げる**方法を検討する。
また、作業場所の近くに**冷房**を備えた休憩場所や**日陰**などの涼しい休憩場所を確保する。

□**通気性のいい作業服**を準備する。**送風機能のある作業服**や、**クールベスト**の着用を検討する。

空調服
フルハーネス対応

クールベスト

□熱中症防止対策について労働者に**教育**する。

□**熱中症予防管理者**を選任し、責任体制を確立する。

□搬送する病院や緊急時の対応について確認し、周知する。

キャンペーン期間 ☞ 5/1～9/30

STEP1 暑さ指数計で暑さ指数（WBGT 値）を測定する。

STEP2 準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した WBGT 値に応じて以下の対策をとる。

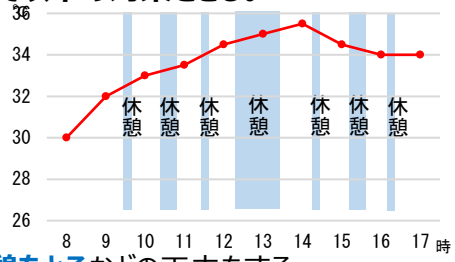

□WBGT 値を下げるための設備を設置する。
□休憩場所を整備する。
□**涼しい服装**などを選択する。
□WBGT 値が高い時は、**単独作業を控え**、WBGT 値に応じて**作業の中止**、**こまめに休憩をとる**などの工夫をする。
□暑さに慣れるまでの間は**十分休憩をとり**、**１週間程度かけて徐々に身体をならす**。特に入職直後や夏季休暇あけは注意する。
□のどが渇いていなくても**定期的に水分・塩分をとる**。
□**糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経系の疾患、広範囲の皮膚疾患、感冒、下痢**などがあると熱中症にかかりやすくなる。医師の意見を聴いて人員を配置する。
□前日のお酒の飲み過ぎ、寝不足はないか、朝食をきちんと取ったか、管理者は確認する。
□管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認する。

STEP3 熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視により次の事項を確認する。

□暑さ指数の低減対策は実施されているか
□暑さに慣れているか
□水分や塩分を取っているか
□体調は問題ないか
□作業の中止や中断をさせなくてよいか

□異常時の措置
少しでも異変を感じたら…
☞**一旦作業を離れる**
☞**病院へ運ぶ、又は救急車を呼ぶ**
☞**病院へ運ぶまでは一人きりにしない**

重点取組期間 7月

□実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行う。
□**梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底する。** □**水分、塩分を積極的にとらせる。**
□睡眠不足、体調不良、前日の飲み過ぎに注意する。当日の朝食はきちんと取る。
□期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行う。
□**異常を認めたときは、ためらうことなく病院に搬送する。**

大分県の職場における熱中症発生状況

※労働者死傷病報告、療養の給付申請書等により把握した件数。※「過去３年」は平成 30 年、令和元年、令和２年の集計値

年別　熱中症発生状況

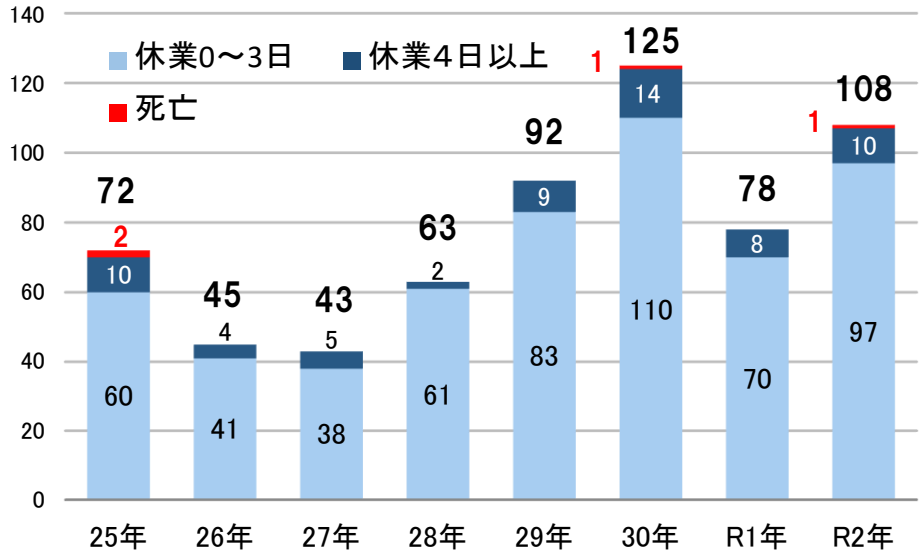

- 令和２年は、前年から 30 人増加し、集計を開始した平成 25 年以降で ２ 番目の発生件数でした。
- 令和２年は、産業廃棄物処理業において死亡災害が発生しました。
- 死者は、過去８年間で４人です。

過去3年　月別　熱中症発生状況

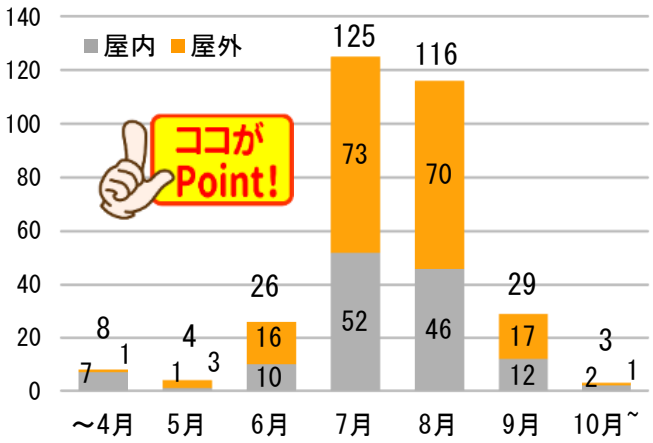

- 約８割が、７月と８月に発生しています。このようなことから、重点取組期間の予防対策に万全を期して、この ２ か月に臨むことが重要となります。

過去3年　業種別　熱中症発生状況

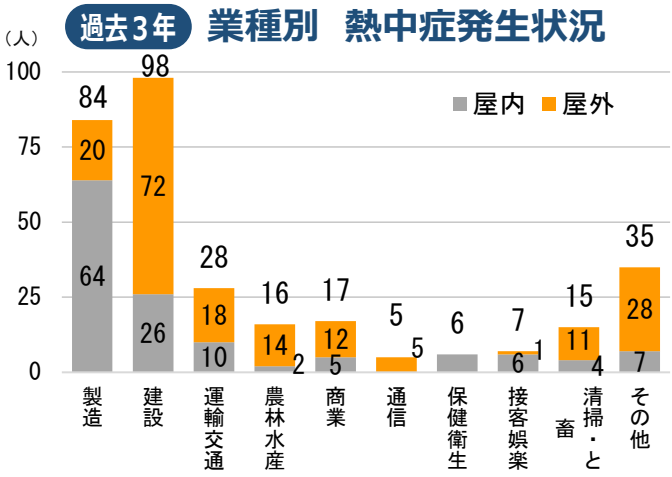

- 製造業と建設業の合計で、約６割を占めています。
- 製造業は屋内作業場、それ以外は屋外作業場における予防対策を重点的に講じる必要があります。

過去3年　時間帯別　熱中症発生状況

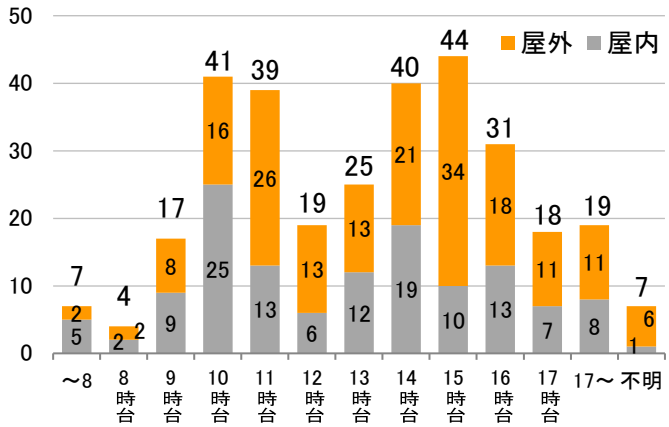

- 屋外では作業開始から約３時間後、屋内では作業開始から約２時間後に発生のピークができています。
効果的な休憩を取得させるための目安にしてください。

過去3年　労働者年齢別　熱中症発生状況

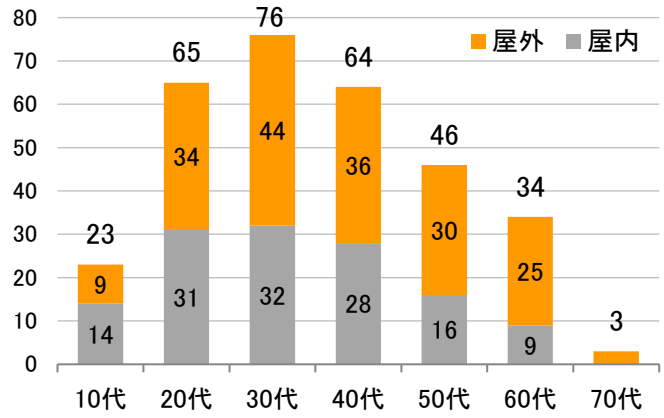

- 10 代と 20 代で約３割を占めています。夏季の作業経験が少ない等の原因が考えられます。
- 若年層に対する熱順化の配慮とともに、必要な教育を確実に実施していただくようお願いします。

全国安全週間に向けて取り組む皆さまへ

新型コロナウイルス感染症対策に十分留意しながら全国安全週間の取組を実施するようお願いします

全国安全週間実施要綱の中には、「安全大会等での経営トップによる安全への所信表明」、「安全パトロールによる職場の総点検」、「講演会等の開催」、「職場見学等の実施」など、**３つの密**の場面になる事項もあります。

例えば、大会や講演会などのイベントの開催形式の見直し、多数が参加する安全パトロール、職場見学など社内行事の開催形式の見直し、参加者の限定、テレビ会議などの積極的活用などの対応により、**３つの密**を避けて取り組んでいただくようお願いします。

今年の全国安全週間説明会はオンライン開催

毎年６月に大分県内各地で労働基準協会各支部と共催している全国安全週間説明会は、新型コロナウイルスの感染拡大に配慮して、本年は、Web 会議サービス「Zoom（ズーム）」を使用したオンライン説明会として下記のとおり開催します。

事業主又は安全担当者の皆様におかれましては、受付サイトから事前申込みの上、参加いただきますようお願いいたします。

オンライン説明会の開催日時

月日（曜）	時　間	監督署	対象地域
６月１０日（木）	14 時～1 時間程度	豊後大野署	竹田市、豊後大野市
６月１１日（金）	14 時～15 時 30 分	大　分　署	大分市、別府市、杵築市、由布市、国東市、日出町、姫島村
６月１４日（月）	14 時～1 時間程度	佐　伯　署	佐伯市、臼杵市、津久見市
６月１５日（火）	14 時～1 時間程度	日　田　署	日田市、玖珠町、九重町
６月１６日（水）	14 時～1 時間程度	中　津　署	中津市、豊後高田市、宇佐市

当日までの流れ

労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト

6/2まで 受付 → 申込完了メール → URL、ID、パスワードを送付します → 6/3頃 説明会情報メール

監督署 → 郵送 → 6/7頃 説明会資料到着

zoom → 当日 説明会を視聴 → アンケート提出 受付サイト経由で

注意事項

・申込みの受付は「労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト」で行います。
・説明会の視聴には、インターネット環境が必要となります。視聴に使用する端末（PC、タブレット、スマートフォン等）への Zoom アプリのインストールが推奨されます。
・都合により当日参加できなかった場合は、後日、説明会の動画を視聴することが可能です。この場合も、期日までに受付サイトによる申込みが必要です。

資料11

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の５つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す**～取組の５つのポイント～**が実施できているか確認しましょう。
- **～取組の５つのポイント～**は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、**「職場における感染防止対策の実践例」**を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため**「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」**を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された**「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」**にご相談ください。

～取組の５つのポイント～

実施できていれば☑	取組の５つのポイント
☐	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
☐	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
☐	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
☐	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『５つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
☐	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

テレワークの積極的な活用について

- 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。

リーフレットは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。

職場における感染防止対策の実践例

○　体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール

新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の作成（製造業）

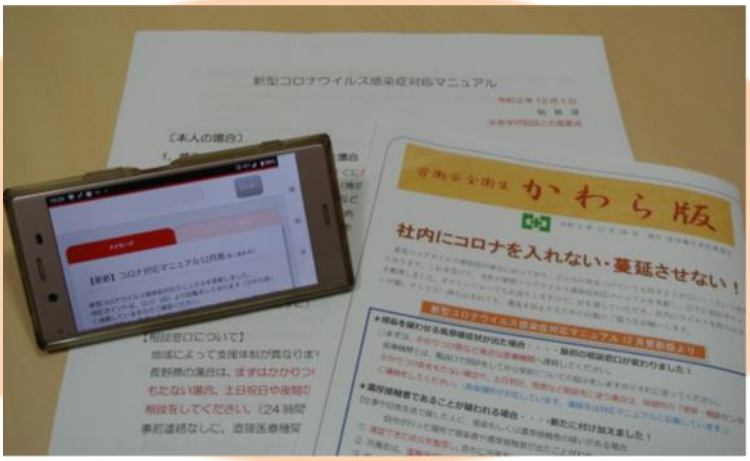

- 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有した。

[手順]
①感染リスクのある社員の自宅待機
②濃厚接触者の把握
③消毒
④関係先への通知など

手順全文は
（独）労働者健康安全機構
長野産業保健総合支援
センターホームページから
ダウンロード可能です。

サーマルシステムの導入（社会福祉法人）

- サーマルシステムを施設受付入口に設置し、検温結果が37.5℃以上の者の入場を禁止している。
- 本システムでは、マスクの着用の検知を行い、マスクの未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。

○　密とならない工夫

ＩＴを活用した対策（建設業）

- スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。３密を避けたコミュニケーションをとるようにした。

ＩＴを活用した説明会の開催（その他の事業）

- WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。
- 対面での参加者に対しても、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

職場における感染防止対策の実践例

○　感染リスクが高まる「５つの場面」を避ける取り組み

※　職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

休憩所での対策（小売業）

- 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーテーションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならないよう斜めに配置した。

社員食堂での対策（製造業）

- 社員食堂の座席レイアウトを変更し、テーブルの片側のみ使用可とした。
- また、混雑緩和のために、昼休みを時差でとるようにした。

○　感染防止のための基本的対策

入館時の手指等の消毒（宿泊業）

- 宿泊者と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

複数人が触る箇所の消毒（製造業）

- 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

○　その他の取り組み

外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）

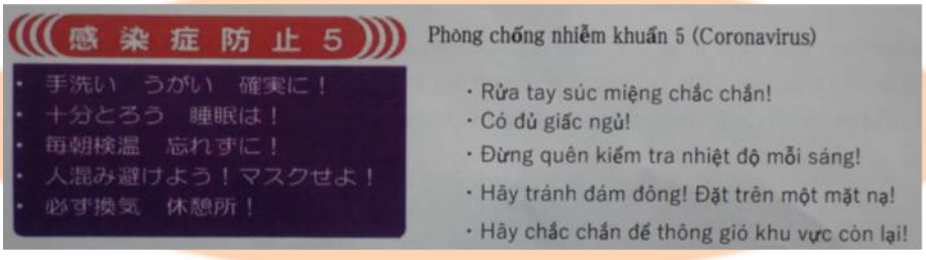

- 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

項目	確認
1 感染予防のための体制	
・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はい・いいえ
・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
・労働者が感染予防の行動を取るように指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ
2 感染防止のための基本的な対策	
（1）事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」	
・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はい・いいえ
（2）感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い	
・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを求めている。	はい・いいえ
・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
・外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくてもマスクの着用を求めている。	

チェックリストは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。

職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー連絡先

受付時間　平日（月～金曜日）　午前 8:30～午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

※雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら
<学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター>　０１２０－６０－３９９９